

○ 社会医療法人の認定について（平成20年医政発第0331008号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>第1 社会医療法人制度の趣旨（略）</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件（略）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求</p>	<p>本文（略）</p> <p>第1 社会医療法人制度の趣旨（略）</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件（略）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 他の同一の団体（<u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人</u>又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求</p>

があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(4)～(5) (略)

5～6 (略)

別添1～別添2-2 (略)

別表 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領

1 「1 運営組織」

(1) (略)

(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)(以下「公益法人等」という。)

があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(4)～(5) (略)

5～6 (略)

別添1～別添2-2 (略)

別表 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領

1 「1 運営組織」

(1) (略)

(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするもの

を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2～7 (略)

(書類付表1)～(書類付表3) (略)

添付書類7 (略)

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款	(略)
第1章～第3章 (略)	(略)
第4章 役員	
第15条 (略)	(略)
第16条 (略)	
2 (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員<sup>の</sup>親族等とは、次に掲げる者とする。</li> <li>①～⑤ (略)</li> <li>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。</li> <li>① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は</li> </ul>

を除く。) (以下「公益法人等」という。) を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2～7 (略)

(書類付表1)～(書類付表3) (略)

添付書類7 (略)

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款	(略)
第1章～第3章 (略)	(略)
第4章 役員	
第15条 (略)	(略)
第16条 (略)	
2 (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員<sup>の</sup>親族等とは、次に掲げる者とする。</li> <li>①～⑤ (略)</li> <li>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。</li> <li>① 他の同一の団体(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及</li> </ul>

<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第9章 (略)</p>	<p>公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---

<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第9章 (略)</p>	<p>び学会等の医学若しくは芸術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--

別添4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
社会医療法人〇〇会寄附行為	(略)
第1章～第3章 (略)	(略)
第4章 役員	
第15条 (略)	(略)
第16条 (略)	
2 (略)	・役員親族等とは、次に

別添4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
社会医療法人〇〇会寄附行為	(略)
第1章～第3章 (略)	(略)
第4章 役員	
第15条 (略)	(略)
第16条 (略)	
2 (略)	・役員親族等とは、次に

3～6 (略)  
第17条～第20条 (略)  
第5章～第8章 (略)

掲げる者とする。  
①～⑤ (略)  
・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。  
① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。))の理事又は使用人である者。

② (略)  
(略)  
(略)  
(略)

別添5～別添6 (略)

3～6 (略)  
第17条～第20条 (略)  
第5章～第8章 (略)

掲げる者とする。  
①～⑤ (略)  
・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。  
① 他の同一の団体(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。))の理事又は使用人である者。

② (略)  
(略)  
(略)  
(略)

別添5～別添6 (略)